

第四十回国会 衆議院 商工委員会運輸委員会建設委員会連合審査会議録 第一号

昭和三十七年三月九日(金曜日)

午前十四時四十一分開議

出席委員

商工委員会

委員長 早稻田柳右エ門君

理事 内田 常雄君 理事 中村 幸八君

理事 板川 正吾君 理事 松平 忠久君

理事 岡本 茂君 理事 長谷川 四郎君

理事 田中 武夫君

遠藤 三郎君 海部 俊樹君

佐々木 秀世君 首藤 新八君

中垣 國男君 南 好雄君

中村 重光君 小沢 辰男君

神田 博君 齋藤 憲三君

白濱 仁吉君 林 博君

小林 ちづ君 西村 力弥君

運輸委員会

理事 關谷 勝利君 理事 高橋 清一郎君

理事 塚原 俊郎君 理事 肥田 次郎君

生田 宏一君 佐々木 義武君

細田 吉藏君 石村 英雄君

加藤 勘十君 田中 織之進君

内海 清君

建設委員会

委員長 二階堂 進君

理事 石川 次夫君 理事 中島 巖君

逢澤 寛君 井原 岸高君

金丸 信君 徳安 實藏君

前田 義雄君 岡本 隆一君

兒玉 末男君 三宅 正一君

玉置 一徳君

出席政府委員

経済企画政務次官

青 太郎君

総理府事務官 (経済企画庁 総合開発局長) 曾田 忠君

建設事務官 (計画局長) 関盛 吉雄君

委員外の出席者

議員 阪上 安太郎君

議員 越田 清七君

専門員

本日(の)會議に付した案件

新産業都市建設促進法案(内閣提出 第五号)

産業と雇用の適正配置に関する法律案(井手以誠君外十八名提出、衆法第一五号)

〔早稻田商工委員長、委員長席に着く〕

○早稻田委員長 これより商工委員会運輸委員会建設委員会連合審査会を開会いたします。

先例によりまして、私が委員長職務を行ないます。

内閣提出、新産業都市建設促進法案及び井手以誠君外十八名提出、産業と雇用の適正配置に関する法律案を議題とし、審査を行ないます。

新産業都市建設促進法案 産業と雇用の適正配置に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○早稻田委員長 内閣提出、新産業都市建設促進法案はすでに本會議において趣旨の説明を聴取いたしておりますので、提案理由の説明は省略し、本日は井手以誠君外十八名外提出、産業と雇用の適正配置に関する法律案について提案理由の説明を聴取することといたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。阪上安太郎君。

○阪上議員 ただいま議題となりました産業と雇用の適正配置に関する法律案について、提案の理由と、その概要を御説明申し上げます。

東京にわが国人口の割以上も集まり、南九州の所得が全国平均の半ばにすぎないということは異常の事態といわなければなりません。数年前から対策を迫られておりました過大都市と地域格差の問題は、高度成長政策によってさらに大都市とその周辺に産業、人口が集中し、その生産面、生活面の隘路を開く公共投資は総額の七割近くに達するという悪循環を招き、交通地獄に代表される多くの弊害を引き起こしておるのであります。一方それ以外の地域における公共施設はますます立ちおくれ、人口は減り、地域格差はいよいよ拡大してきています。

従いまして、この際、奇形児のような経済不均衡を正すには、思い切った国の措置が必要でありまして、過大都市は抑制から進んで解消に努め、同時に全国数カ所に一大工業地域を達成するとともに、全国各地に開発都市の建設を行ない、産業の適正配置と、その地域

における雇用の安定をはかること、端的に申し上げますと、通勤できる都道府県内数カ所に工業地帯ができるよう、現実に効果の上がる施策を強力に集中し、経済の均衡ある発展をはかることが今日最も緊急であり、お互いの努めと存じ、ここに本法律案を提出した次第であります。

今、この法律案の概要を申し上げますと、第一に、内閣総理大臣は、国土総合開発計画に適合する開発大拠点地区を指定して開発基本計画を作り、国が全額出資する産業設備公団の手で、土地の確保、工場その他の施設の整備、賃賃を行ない、新たに広域経済圏の中核となる地域を作ろうとするものであります。なお、この指定には、その経済圏で労働力の需給がでる雇用が安定するように配慮することとしました。

第二に内閣総理大臣は、知事の申請により数カ市町村にわたる経済圏開発の中核とすることができ、開発中拠点地区を指定して開発基本計画を立て、その周辺の労働力によって大いに産業を開発しようとするものであります。また、著しい変動による産業の不況地域には、その開発について特別の対策をとらねばならないよう配慮しました。

第三に、知事は、関係市町村長の申請により、農産物、林産物、畜産物または水産物の加工業の開発に適合するところを開発小拠点に指定して開発基本計画を作り、その地域の開発と、農山村の加工業への進出、所得の増加、

就業の増大をはかろうとしたものであります。

第四に、右の中拠点地区、小拠点地区の開発には、国と都道府県が出資する開発公社を設立して、その都道府県における産業の開発を総合的に行なわせ、開発に必要な土地の確保、工場その他の施設の整備、賃賃等を行うことにしました。なお、この開発公社は都道府県の一元的な開発機関となるように考えております。

第五は、既成の大工業都市へさらに産業、人口が集中しないように、大規模な工場の新設や増設を制限する工業制限区域を指定することができるといたしました。また進んで過大都市を解消する積極的対策といたしまして、工業制限区域内の工場が開発地域に移転するときは、工場の新設、労働者の移転等に特別の措置を講ずることとしたわけでありました。

第六は、国や地方公共団体は、開発計画を達成するため用地、水道、輸送、教育、厚生その他の施設の整備、就業上必要な教育または職業訓練の施設の整備を急ぎ、許可その他の処分、国有財産の譲渡、貸付に便宜をはかり、工場の建設に必要な資金の確保に努め、国は地方公共団体の行なう事業費の補助や地方債に特別の配慮をするものとしたわけでありました。

第七に、電気料金は、製造原価への影響が大きき、その低料金は工場誘致のきめ手の一つでもあります。しかも今日低開発地域はど料金が高い傾向に

ございますので、開発計画に沿う工場の電気料金は、一般よりも低減されるよう特に法律で措置することとしたわけであります。

第八は、工場地帯建設のため、最近地方公共団体の負担が加重され、また地方税を減免する等のため、一般の行政が圧縮されるおそれがございます。この法律は、国が多くの負担で画期的開発をやらうとするものでありますから、特に一項を設けて、補助を行なうときは、その行政水準が低下しないよう考慮することとし、地方税の減免は行なわせない方針でございます。

最後に、開発に関する重要事項を調査審議するために、総理府に産業雇用適正配置審議会を、都道府県に産業雇用適正配置協議会を設けることにいたしました。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願い申し上げます。

○早稻田委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

次会は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時四十九分散会

新産業都市建設促進法案

新産業都市建設促進法

(目的)

第一条 この法律は、大都市における人口及び産業の過度の集中を防止し、並びに地域格差の是正を図るため、産業の立地条件及び都市施設を整備することにより、その地方の開発発展の中核となるべき

新産業都市の建設を促進し、もつて国土の均衡ある開発発展及び国民経済の発達に資することを目的とする。

(区域の指定の申請)

第二条 都道府県知事は、新産業都市の区域の指定を受けようとするときは、あらかじめ関係市町村長に協議するとともに、申請書に政令で定める事項を記載した書類を添附し、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請について当該都道府県の議会の議決を、同項の協議については当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(区域の指定)

第三条 前条第一項の申請書の提出があつたときは、内閣総理大臣は、当該申請書の写しを経済企画庁長官、農林大臣、通商産業大臣、運輸大臣、建設大臣及び自治大臣(北海道の区域内又は首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二条第一項の規定による首都圏の地域内(以下「首都圏の地域内」という。)に係るものであつては、北海道開発庁長官又は首都圏整備委員会を含む。以下同じ。)その他関係行政機関の長に送付するものとする。

2 経済企画庁長官、農林大臣、通商産業大臣、運輸大臣、建設大臣及び自治大臣は、前項の規定により申請書の写しの送付を受けた場合において、第一条の目的を達成するため必要があると認められるときは、協議により、当該区域を新産業都市の区域として指定すべ

きことを内閣総理大臣に要請するものとする。

3 前項の要請をしようとするときは、経済企画庁長官は、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 内閣総理大臣は、第二項の要請に基づき、新産業都市建設審議会の議を経て、当該区域を新産業都市の区域として指定することができる。

第四条 経済企画庁長官、農林大臣、通商産業大臣、運輸大臣、建設大臣及び自治大臣は、第二条第一項の申請がない場合において、第一条の目的を達成するため必要があると認められるときは、協議により、新産業都市の区域を指定すべきことを内閣総理大臣に要請するものとする。

2 前項の要請をしようとするときは、経済企画庁長官は、関係行政機関の長に協議するとともに、関係都道府県知事の同意を得なければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の要請に基づき、新産業都市建設審議会の議を経て、当該区域を新産業都市の区域として指定することができる。

4 都道府県知事は、第二項の同意をしようとするときは、あらかじめ関係市町村長に協議しなければならない。

5 第二条第二項の規定は、第二項の同意及び前項の協議について準用する。

(以下「区域の指定」という。)

は、次の各号に掲げる要件を備えている区域で、その区域に将来大規模な産業都市が形成される可能性を有すると認められるものについて行なわなければならない。

一 新産業都市の建設が総合的に行なわれる自然的及び社会的条件を備えていること。

二 相当規模の工場用地及び住宅用地の確保が容易であること。

三 相当量の工業用水及び水道用水の確保が容易であること。

四 道路、鉄道、港湾等による輸送が便利であり、かつ、これらの施設の整備が容易であること。

五 洪水、高潮、地盤沈下等による災害の発生のおそれが少なく、かつ、その防除が容易であること。

2 区域の指定は、国土総合開発法(昭和二十五年法律第二百五号)第七条の規定による全国総合開発計画(北海道の区域にあつては、全国総合開発計画及び北海道開発法(昭和二十五年法律第二百六号)第二条の規定による北海道総合開発計画)に適合するものでなければならない。

3 区域の指定は、工場の立地計画がすでに進行し、産業の立地条件及び都市施設の整備が緊急に必要である区域から順次しなければならない。

4 区域の指定は、第九条の規定により行なう調査及びその他の政府が行なう工場立地その他の調査(国の補助金を受けて地方公

共団体が行なう調査を含む。)の結果に基づいてしなければならない。

(建設基本方針の指示)

第六条 経済企画庁長官、農林大臣、通商産業大臣、運輸大臣、建設大臣及び自治大臣は、第三条第二項及び第四条第一項の要請をするときは、協議により、当該新産業都市に係る新産業都市の建設に関する基本方針(以下「建設基本方針」という。)を決定すべきことを内閣総理大臣に要請するものとする。

2 前項の要請をしようとするときは、経済企画庁長官は、関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の要請に基づき、新産業都市建設審議会の議を経て、当該新産業都市に係る建設基本方針を決定し、これを関係都道府県知事に指示するものとする。

4 建設基本方針として定めるべき事項は、政令で定める。

5 前条第二項及び第四項の規定は、建設基本方針の決定について準用する。

(公示)

第七条 内閣総理大臣は、区域の指定をするときは、その旨及び当該区域を官報で公示しなければならない。

(区域の変更等)

第八条 内閣総理大臣は、関係都道府県知事の申請に基づき、新産業都市の区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

この場合においては、第二条、第三條及び第五條から前条までの規定を準用する。

2 前項に定める場合のほか、経済企画庁長官、農林大臣、通商産業大臣、運輸大臣、建設大臣及び自治大臣が、新産業都市の区域の一部又は全部が第五條第一項に定める区域の指定の要件を欠くに至つたと認められるとき、又は新産業都市の建設の目的が達成されたと認められるときは、協議により、当該区域を変更し、又はその指定を解除すべきことを内閣総理大臣に要請するものとする。

3 前項の要請をしようとするときは、経済企画庁長官は、関係行政機関の長に協議するとともに、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

4 内閣総理大臣は、第二項の要請に基づき、新産業都市建設審議会の議を経て、新産業都市の区域を変更し、又はその指定を解除するものとする。

5 第五條第四項、第六條及び前條の規定は、前項の規定による新産業都市の区域の変更又はその指定の解除について準用する。

(基礎調査)
第九條 政府は、区域の指定及び建設基本方針の指示のために必要な基礎調査を行なわなければならない。

(建設基本計画の承認)
第十條 区域の指定があつたときは、関係都道府県知事は、第六條第三項の規定により指示された当該新産業都市に係る建設基本方針

に基づき、新産業都市建設協議会の意見をきいて、当該新産業都市に係る新産業都市建設基本計画(以下「建設基本計画」という。)を作成し、政令の定めるところより、内閣総理大臣に承認を申請し、なければならぬ。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 内閣総理大臣は、前項の建設基本計画が適当なものであると認められるときは、これを承認するものとする。ただし、当該建設基本計画に係る区域が北海道の区域内又は首都圏の地域内にあるものであるときは、第四項の規定による經由に際し、北海道開発庁長官又は首都圏整備委員会が当該建設基本計画の承認をすべき旨の意見を付したときに限るものとする。

3 内閣総理大臣は、前項の規定により建設基本計画を承認しようとするときは、新産業都市建設審議会の意見をきくとともに、経済企画庁長官、農林大臣、通商産業大臣、運輸大臣、建設大臣及び自治大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 都道府県知事が第一項の申請をしようとする場合において、当該建設基本計画に係る区域が北海道の区域内又は首都圏の地域内にあるものであるときは、北海道開発庁長官又は首都圏整備委員会を経由しなければならない。

(建設基本計画の内容)
第十一條 建設基本計画には、第一号から第四号までに掲げる事項の大綱及び第五号に掲げる事項について定めるものとする。

一 工業開発の目標
二 人口の規模及び労働力の需給
三 土地利用
四 次に掲げる施設の整備
イ 工場用地
ロ 住宅及び住宅用地
ハ 工業用水道
ニ 道路、鉄道、港湾等の輸送施設
ホ 水道及び下水道
ヘ その他政令で定める主要な施設

五 前号に掲げる施設の整備のために必要な経費の概算
第十二條 この法律及び低開発地域工業開発促進法(昭和三十六年法律第二百十六号)によりその権限に属せしめられる事項を処理させるため、総理府に、附属機関として、新産業都市建設審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、新産業都市の建設の促進に関する重要事項について調査審議する。

3 審議会は、新産業都市の建設の促進に関する重要事項について、必要があるとき、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができ

第十三條 審議会は、委員十五人以上で組織する。
2 委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができ

5 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。
6 会長は、会務を総理する。会長に事故があるときは、会長があら

じめ指名する委員が、その職務を代理する。
7 専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に、専門委員を置くことができる。

8 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
9 特定の低開発地域に関する事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に、特別委員を置くことができる。

10 特別委員は、当該事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
11 特別委員は、当該事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

12 委員、専門委員及び特別委員は、非常勤とする。
第十四條 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

第十五條 前三條に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項並びに審議会の庶務を処理する機関は、政令で定める。(新産業都市建設協議会)

第十六條 区域の指定があつたときは、当該区域の属する都道府県に、当該新産業都市に係る建設基本計画の作成及びその建設の促進に関する重要事項について調査審議するため、新産業都市建設協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
3 会長は、都道府県をもつて充て

る。
4 会長は、会務を総理する。会長に事故があるときは、会長があら

じめ指名する委員が、その職務を代理する。
5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充て

る。
一 政令で定める国の地方支分部局で当該新産業都市の区域を管轄するものの長又はその指名する職員
二 関係市町村長及び関係港湾管理者の長
三 学識経験のある者のうちから

都道府県知事が任命する者
6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(施設の整備等)
第十七條 国及び地方公共団体(港務局を含む。以下第十九條において同じ。)は、建設基本計画を達成するために必要な工場用地、住宅及び住宅用地、工業用水道、道路、鉄道、港湾等の輸送施設、水道及び下水道その他の施設の整備

の促進に努めなければならない。

第十八条 国の行政機関の長、都道府県知事又は港湾管理者の長は、新産業都市の区域内の土地を、建設基本計画を達成するために必要な工場用地、住宅用地、工業用水道、道路、鉄道、港湾等の輸送施設並びに水道及び下水道の用に供するため、公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、新産業都市の建設が促進されるよう配慮するものとする。

(地方債についての配慮)

第十九条 地方公共団体が建設基本計画を達成するために必要な事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(資金の確保)

第二十条 国及び地方公共団体は、建設基本計画に適合し、新産業都市の建設促進に寄与すると認められる製造事業、運輸事業等の事業を営む者が、新産業都市の区域内において行なう工場、事業場その他の施設の建設若しくは増設又はこれらの施設の用に供する土地の取得若しくは造成に要する経費に充てるために必要な資金の確保に努めなければならない。

(地方税の不均一課税に伴う措置)
第二十一条 地方税法(昭和二十五

年法律第二百二十六号)第六条の規定により、政令で定める地方公共団体が、新産業都市の区域内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に係る工場用地の建物若しくはその敷地である土地の取得に對する不動産取得税又はその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る工場用地の建物若しくはその敷地である土地に對する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が政令で定めるときは、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(固定資産税に關するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。)のうち自治省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が自治省令で定める日以後において行なわれたときは、当該減収額に對する当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

(関係市町村の規模の適正化等)
第二十二条 新産業都市の一体的な建設を促進するため、新産業都市の区域の一部をその区域とする市町村(以下「関係市町村」という)は、市町村合併(関係市町村の廃

置処分合で市町村の数の減少を伴うものをいう。以下同じ。)によりその規模の適正化並びにその組織及び運営の合理化に資するよう配慮しなければならない。

2 都道府県知事は、関係市町村の廃置合又は関係市町村とこれに隣接する関係市町村以外の市町村との廃置分合若しくは境界変更の処分をしようとするときは、あらかじめ自治大臣に協議しなければならない。

第二十三条 市町村合併に際し、次の各号に掲げる事項については、当該各号の定めるところにより、町村合併促進法(昭和二十八年法律第二百五十八号)又は新市町村建設促進法(昭和三十一年法律第百六十四号)の当該規定の例による。ただし、町村合併促進法第九條第一項第一号中「一箇年」とあるのは「二箇年」と、第九條の第三項中「三十をこえず十五を下らない範囲」とあるのは「八十をこえず十を下らない範囲」と、「十五」とあるのは「四十」と、第十一條の五中「郡」とあるのは「郡市」と、「公職選挙法第十五條第一項及び第二項」とあるのは「公職選挙法第十五條第一項から第三項まで」と、第二十條の二中「十箇年」とあるのは「五箇年」とする。

一 関係市町村の議会の議員の任期及び定数 町村合併促進法第九條二 農業委員会の委員の任期及び定数 町村合併促進法第九條の三 都道府県の議会の議員の選挙区 町村合併促進法第十一條の五

四 一部事務組合等 町村合併促進法第十一條の六
五 国の財政援助 町村合併促進法第二十條の二
六 地方税の不均一課税 新市町村建設促進法第二十二條
七 地方交付税の算定 新市町村建設促進法第二十三條及び附則第六項

第二十四条 市町村合併により衆議院議員の二以上の選挙区にわたつて市町村の境界の変更があることとなつたときは、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十三條及び同法別表第一の規定にかかわらず、同法別表第一が当該市町村の境界の変更が行なわれた日以後最初に更正されるまでの間、なお従前の選挙区による。

2 前項の規定により従前の選挙区によることとした場合において、公職選挙法第十八條第一項の規定にかかわらず、選挙区の区域により市町村の区域を分けて数開票区を設けるものとする。

附則
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)
第二条 総理府設置法(昭和二十四

年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。
第十五條第一項の表中低開発地域工業開発審議会の項を次のように改める。

新産業都市建設促進法(昭和三十一年法律第百六十四号)	新産業都市建設促進法(昭和三十一年法律第百六十四号)
新産業都市建設促進法(昭和三十一年法律第百六十四号)	新産業都市建設促進法(昭和三十一年法律第百六十四号)
新産業都市建設促進法(昭和三十一年法律第百六十四号)	新産業都市建設促進法(昭和三十一年法律第百六十四号)
新産業都市建設促進法(昭和三十一年法律第百六十四号)	新産業都市建設促進法(昭和三十一年法律第百六十四号)
新産業都市建設促進法(昭和三十一年法律第百六十四号)	新産業都市建設促進法(昭和三十一年法律第百六十四号)
新産業都市建設促進法(昭和三十一年法律第百六十四号)	新産業都市建設促進法(昭和三十一年法律第百六十四号)
新産業都市建設促進法(昭和三十一年法律第百六十四号)	新産業都市建設促進法(昭和三十一年法律第百六十四号)
新産業都市建設促進法(昭和三十一年法律第百六十四号)	新産業都市建設促進法(昭和三十一年法律第百六十四号)
新産業都市建設促進法(昭和三十一年法律第百六十四号)	新産業都市建設促進法(昭和三十一年法律第百六十四号)
新産業都市建設促進法(昭和三十一年法律第百六十四号)	新産業都市建設促進法(昭和三十一年法律第百六十四号)

第三條 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。
第四條第二十号中タをレとし、ヨをタとし、カの次に次のように加える。
ヨ 新産業都市建設促進法(昭和三十一年法律第 号)

第九條に次の一号を加える。
十三 新産業都市の建設の促進に關すること。

(低開発地域工業開発促進法の一部改正)
第四條 低開発地域工業開発促進法の一部を次のような改正する。

第二條第一項及び第七項中「低開発地域工業開発審議会」を「新産業都市建設審議会」に改める。
第三條の見出しを「(新産業都市建設審議会)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「審議会」を「新産業都市建設審議会(以下「審議会」という。)」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

第四條から第六條までを削り、第七條を第四條とし、第八條から第十一條までを三條ずつ繰り上げる。

理由

大都市における人口及び産業の過度の集中を防止し、地域格差の是正を図り、もつて国土の均衡ある開発発展及び国民経済の発達に資するため、産業の立地条件及び都市施設を整備することにより、新産業都市の建設を促進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

産業と雇用の適正配置に関する法律案

産業と雇用の適正配置に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、地域間の経済的格差の是正、各地域における雇用の安定並びに大都市における人口及び産業の過度の集中の解消を図るため、産業の開発が十分でない地域について、工業を中心とする産業の開発の中核となるべき地区を定め、その開発を強力かつ計画的に行ない、もつて国民経済の均衡ある発展に資することを目的とする。

（開発大拠点地区の指定）

第二条 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる要件を備えていると認められる地域を、産業雇用適正配置審議会の議を経て、開発大拠点地区（以下「大拠点地区」という。）として指定することができる。

- 一 広域経済圏の開発の中核となる可能性を有すること。
- 二 大規模の工場用地及び住宅用地の確保が容易であること。
- 三 多量の工業用水及び水道用水

の確保が容易であること。

四 道路、鉄道、港湾等の輸送施設の整備が容易であること。

五 電力、石炭、石油等の動力源の確保が容易であること。

2 前項の指定は、国土総合開発法（昭和二十五年法律第二百五号）第七条の規定による全国総合開発計画（北海道の区域にあつては、全国総合開発計画及び北海道開発法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二条の規定による北海道総合開発計画）に適合するものでなければならぬ。

3 第一項の指定は、第九条の規定により行なう調査及びその他の政府が行なう工場立地その他のに関する調査（国の補助金を受けて地方公共団体が行なう調査を含む。）の結果に基づいてしなければならない。

（大拠点地区内における労働力の需給の均衡と雇用の安定）

第三条 大拠点地区の指定に当たつては、当該経済圏内において労働力の需給が均衡を保ち、雇用が安定するように配慮しなければならない。

（開発中拠点地区の指定）

第四条 内閣総理大臣は、都道府県知事の申請に基づき、次の各号に掲げる要件を備えていると認められる地域を、産業雇用適正配置審議会の議を経て、開発中拠点地区（以下「中拠点地区」という。）として指定することができる。

- 一 おおむね数市町村の区域にわたる経済圏の開発の中核となる可能性を有すること。

二 中規模の工場用地及び住宅用地の確保が可能であること。

三 相当量の工業用水及び水道水の確保が可能であること。

四 道路、鉄道、港湾等の輸送施設の整備が可能であること。

五 電力、石炭、石油等の動力源の確保が可能であること。

2 都道府県知事は、前項の申請をしようとするときは、関係市町村長に協議するとともに、申請書に政令で定める事項を記載した書類を添附し、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 前項の申請については当該都道府県の議会の議決を、同項の協議については当該市町村の議会の議決を経なければならない。

4 第二条第二項及び第三項並びに前条の規定は、第一項の指定について準用する。

（産業の不況地域に対する特別の配慮）

第五条 自然的、経済的条件の著しい変動による既存の産業の不況により経済状態が悪化した地域については、都道府県知事及び内閣総理大臣は、前条第一項の申請及び指定につき特別の配慮をしなければならない。

（開発小拠点地区の指定）

第六条 都道府県知事は、関係市町村長の申請に基づき、次の各号に掲げる要件を備えていると認められる地域を、当該都道府県の議会の議決を経て、開発小拠点地区（以下「小拠点地区」という。）として指定することができる。

一 農産物、林産物、畜産物又は水産物の加工業の開発に適する立地条件を有すること。

二 道路、鉄道等の輸送施設の整備が可能であること。

2 市町村長は、前項の申請をしようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て、申請書に政令で定める事項を記載した書類を添附し、これを都道府県知事に提出しなければならない。

（公示）

第七条 内閣総理大臣又は都道府県知事は、第二条第一項若しくは第四条第一項又は前条第一項の指定をしたときは、その旨及び当該地区を公示しなければならない。

（区域の変更等）

第八条 内閣総理大臣は、大拠点地区については産業雇用適正配置審議会の議を経て、中拠点地区については関係都道府県知事の申請に基づき産業雇用適正配置審議会の議を経て、当該地区の区域を変更し、又はその指定を解除することができる。この場合において、大拠点地区については第二条、第三条及び前条の規定を、中拠点地区については第四条、第五条及び前条の規定を準用する。

2 都道府県知事は、関係市町村長の申請に基づき、小拠点地区の区域を変更し、又はその指定を解除することができる。この場合においては、前二条の規定を準用する。

（基礎調査）

第九条 政府は、第二条第一項及び第四条第一項の指定のため必要な

基礎調査を行なわなければならない。

（開発基本計画の作成及び変更）

第十条 内閣総理大臣は、大拠点地区の指定をしたときは、関係行政機関の長の意見をきき、産業雇用適正配置審議会の議を経て、当該地区に係る開発基本計画を作成するものとする。

2 都道府県知事は、中拠点地区の指定があつたときは、関係市町村長及び産業雇用適正配置協議会の意見をきいて、当該地区に係る開発基本計画を作成し、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

3 前項の承認については、産業雇用適正配置協議会の議を経なければならない。

4 市町村長は、小拠点地区の指定があつたときは、当該市町村の議会の議決を経て、当該地区に係る開発基本計画を作成し、都道府県知事の承認を受けなければならない。

5 前項の承認については、産業雇用適正配置協議会の意見をきかなければならない。

6 小拠点地区が二以上の市町村の区域にわたるときは、前二項の規定にかかわらず、当該地区に係る開発基本計画は、都道府県知事が関係市町村長の同意を得、かつ、産業雇用適正配置協議会の意見をきいて、作成するものとする。この場合において、市町村長が同意をしようとするときは、当該市町村の議会の議決を経なければならない。

7 第二条第二項及び第三項並びに第三条の規定は、大拠点地区又は中拠点地区に係る開発基本計画の作成について準用する。

8 第一項及び前項の規定は大拠点地区に係る開発基本計画の変更について、第二項、第三項及び前項の規定は中拠点地区に係る開発基本計画の変更について、第四項から第六項までの規定は小拠点地区に係る開発基本計画の変更について準用する。

(開発基本計画の内容)

第十一条 大拠点地区及び中拠点地区に係る開発基本計画には、第一号から第五号までに掲げる事項の大綱及び第六号に掲げる事項について定めるものとする。

一 開発の目標

二 開発すべき工業の業種及びその規模

三 人口の規模及び労働力の需給

四 土地利用

五 次に掲げる施設の整備

イ 工場用地

ロ 住宅及び住宅用地

ハ 工業用水道

ニ 道路、鉄道、港湾等の輸送施設

ホ 水道及び下水道

ヘ 教育施設及び厚生施設

ト その他政令で定める主要な施設

六 前号に掲げる施設の整備のために必要な経費の概算

2 小拠点地区に係る開発基本計画には、第一号から第五号までに掲げる事項の大綱及び第六号に掲げる事項について定めるものとする

一 開発の目標

二 開発すべき加工工業の種類及びその規模

三 人口の規模及び労働力の需給

四 加工すべき原料の需給

五 次に掲げる施設の整備

イ 工場用地

ロ 道路、鉄道等の輸送施設

ハ その他政令で定める主要な施設

六 前号に掲げる施設の整備のために必要な経費の概算

(産業雇用適正配置審議会)

第十二条 この法律及び低開発地域工業開発促進法(昭和三十六年法律第二百六十六号)によりその権限に属せしめられた事項を処理させるため、総理府に、附属機関として、産業雇用適正配置審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、大拠点地区及び中拠点地区の開発に関する重要事項について調査審議する。

3 審議会は、大拠点地区及び中拠点地区の開発に関する重要事項について、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、意見を申し出ることができる。

第十三条 審議会は、委員十五人以上で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができ

る。

5 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

6 会長は、会務を総理する。会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

7 専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に、専門委員を置くことができる。

8 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

9 特定の低開発地域に関する事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に、特別委員を置くことができる。

10 特別委員は、当該事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

11 特別委員は、当該事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

12 委員、専門委員及び特別委員は、非常勤とする。

第十四条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

第十五条 前三条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項並びに審議会の庶務を処理する機関は、政令で定める。

(産業雇用適正配置協議会)

第十六条 中拠点地区又は小拠点地区の指定があつたときは、当該地区の存する都道府県に、当該地区に係る開発基本計画及び当該地区の開発に関する重要事項について調査審議するため、産業雇用適正配置協議会(以下「協議会」という。)を置く。

協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

2 協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

3 会長は、都道府県知事をもつて充てる。

4 会長は、会務を総理する。会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

一、政令で定める国の地方支分部局で当該都道府県の区域を管轄するものの長又はその指名する職員

二 関係市町村長及び関係港湾管理者の長

三 学識経験のある者のうちから都道府県知事が任命する者

6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(施設の整備等)

第十七条 国及び地方公共団体(港務局を含む。以下第二十一条において同じ。)は、開発基本計画を達成するために必要な工場用地、住宅及び住宅用地、工業用水道、道路、鉄道、港湾等の輸送施設、水道及び下水道、教育施設及び厚生施設その他の施設の整備の促進に努めなければならない。

第十八条 国及び地方公共団体は、大拠点地区、中拠点地区及び小拠点地区(以下「拠点地区」という。)内の工場又は事業場に使用される者に対してその就業上必要な教育又は職業訓練を行なうための施設の整備の促進に努めなければならない。

第十九条 国の行政機関の長、都道府県知事又は港湾管理者の長は、拠点地区内の土地を、開発基本計画を達成するために必要な工場用地、住宅用地、工業用水道、道路、鉄道、港湾等の輸送施設、水道及び下水道並びに教育施設及び厚生施設の用に供するため、公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、拠点地区の開発が促進されるよう配慮するものとする。

(国有財産の譲渡等)

第二十条 国は、開発基本計画を達成するため必要があるときは、政令で定めるところにより、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第三条第二項に規定する普通財産を通常の条件よりも有利な条件で譲渡し、又は貸し付けることができる。

(国の補助金等)

第二十一条 国は、開発基本計画を達成するため事業を行なう地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該事業に要する経費の一部を補助することができる。

2 国は、前項の補助を行なうに当つては、地方公共団体が同項の事業を行なうことによりその行政水準が低下することのないように考慮して、その額を決定しなければならない。

3 地方公共団体が開発基本計画を達成するために必要な事業に要する経費に充てるために起こす地方債（港務局が発行する債券を含む。）については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

（資金の確保）

第二十二條 国及び地方公共団体は、開発基本計画の達成に寄与すると認められる製造事業その他の事業を営む者が拠点地区内において行なう工場、事業場その他の施設の建設若しくは増設又はこれらの施設の用に供する土地の取得若しくは造成に要する経費に充てるために必要な資金の確保に努めなければならない。

（電気料金についての特別措置）

第二十三條 国は、開発基本計画の達成に寄与すると認められる製造事業その他の事業を営む者が拠点地区内の工場、事業場その他の施設において使用する電気の料金については、別に法律で定めるところにより、当該料金が他の一般の需要に応じ供給される電気の料金より低減されるようにしなければならない。

（産業設備公団）

第二十四條 大拠点地区に係る開発

基本計画を達成するために必要な土地の確保、工場その他の施設の整備、賃貸等を行なわせるため、別に法律で定めるところにより、産業設備公団を設立するものとする。

2 産業設備公団は法人とし、その資本金は全額国が出資するものとする。

（開発公社）

第二十五條 都道府県の区域内における産業の開発を総合的に行なわせ、並びに中拠点地区及び小拠点地区に係る開発基本計画を達成するために必要な土地の確保、工場その他の施設の整備、賃貸等を行なわせるため、別に法律で定めるところにより、開発公社を設立するものとする。

2 開発公社は法人とし、その資本金は国及び当該都道府県が出資するものとする。

（工業制限区域）

第二十六條 既成の大工業地域を含む市街地（首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二条第三項に規定する区域を除く。）への産業及び人口の過度を集中を防止するため、大規模な工場の新設又は増設を制限する必要があるときは、別に法律で定めるところにより、当該工場の新設又は増設を制限する必要がある当該市街地内の区域を工業制限区域として指定することができる。

2 工業制限区域内における工場の新設又は増設の制限に關し必要な事項は、別に法律で定める。

3 国は、工業制限区域内にある工

場が大拠点地区又は中拠点地区に移転しようとするときは、別に法律で定めるところにより、当該移転に伴う工場の新設、労働者の移転等について特別の措置を講ずるものとする。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

（総理府設置法の一部改正）

第二条 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。第十五条第一項の表中低開発地域工業開発審議会の項を次のように改める。

産業と雇用の適正配置に関する法律	
産業雇用適正配置審議会	産業と雇用の適正配置に関する法律（昭和三十一年法律第二百七号）及び低開発地域工業開発促進法（昭和三十一年法律第二百七号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

（経済企画庁設置法の一部改正）

第三条 経済企画庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

第四条 第二十号中レの次に次のように加える。

ソ 産業と雇用の適正配置に関する法律（昭和三十一年法律第二百七号）第九号第十一号の二の次に次の一号を加える。

（低開発地域工業開発促進法の一部改正）

第四条 低開発地域工業開発促進法の一部を次のように改正する。

第二条 第一項及び第七項中「低開発地域工業開発審議会」を「産業雇用適正配置審議会」に改める。

第三条の見出しを「（産業雇用適正配置審議会）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「審議会」を「産業雇用適正配置審議会（以下「審議会」という。）」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

第四条から第六条までを削り、第七条を第四条とし、第八条から第十一条までを三条ずつ繰り上げる。

理由

地域間の経済的格差の是正、各地域における雇用の安定並びに大都市における人口及び産業の過度の集中の解消を図り、もつて国民経済の均衡ある発展に資するため、産業の開発が十分でない地域について、工業を中心とする産業の開発の中核となるべき地区を定め、その開発を強力かつ計画的に行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、初年度約一億円の見込みである。

（平年度約五百億円）

昭和三十七年三月十三日印刷

昭和三十七年三月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局